

(様式2)

## 「京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の概要

### 1 趣旨について

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、平成28年4月からの農業委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制から、議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更になります。

また、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進活動を行うために、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することになります。

つきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

### 2 農業委員 19人

任命にあたっては、地区又は団体推薦、利害関係を有しない者の中立者推薦、公募等を予定しています。

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令第5条より

区 分		改正後の農業委員の上限
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者の数が1,100以下の農業委員会 ② 農地面積が1,300ha以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
(2) (1)及び(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	<u>19</u> 人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
(3) 農業者の数が6,000をこえ、かつ、農地面積が5,000haを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人

※ 農林統計より農業者数2,424人、農地面積3,598ha

### 3 推進委員 36人

推進委員の定数は、政令においては、農地面積100haあたり1人とされています。京丹後市においては、農地面積が、3,598haとなっていることから定数の上限は、36人となり、旧村もしくは旧小学校区を単位として地区割りを行い、推進委員を配置します。推進委員は、地区又は団体推薦、公募等により農業委員会が委嘱します。

### 4 施行期日について

平成28年4月1日から施行します。